

山陰道園部藩鳥羽宿の明治維新 ——園部藩御米蔵買受と「河港道路修築規則」——

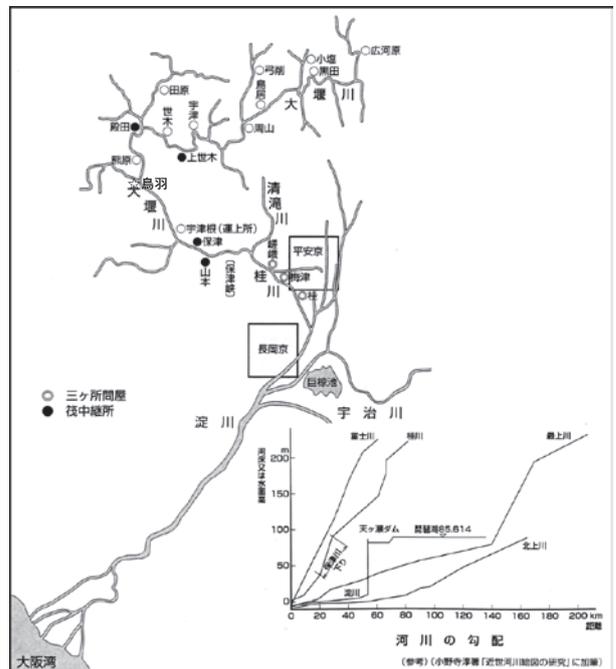
吉田 ちづゑ*

I はじめに

明治維新とは、慶応3(1867)年の「王政復古の号令」の翌年の鳥羽伏見の戦いと、東北雄藩の半年に及ぶ抵抗(戊辰戦争)を経て、慶応4(1868)年9月の明治改元とする説が多いという¹⁾。京都はこの大変革の戦場となり、遷都で殆どの公家が東京へ移って廢墟寸前の状態となった。その京都を救ったのは、町衆の高い意識と経済力であった。明治2(1869)年、京都の豪商達は、御所の南に柳池小学校を開校し、年内に12校、翌年中に67校を開校して、近代京都の基礎を作った。ではこの時期、都の外の地域は、どのような状況だったのか。本稿は、その外の地域の一つ、丹波国園部藩鳥羽村(写真1参照²⁾)が、近代へ移行した過程を、鳥羽村の残した記録によって考察する事を目的としている。鳥羽村は、京都の西、丹波口から北西へ30kmに位置する、大堰川中流域右岸の農村である(第1図参照)。大堰川は、京都市の最北に発して西へ流れ、日吉町殿田で東へ転じ、鳥羽、亀岡を経て、京都市の嵐山へ出、南へ流れて桂をから淀川に入る、流路107kmの一級河川である。流路の前半は、山間蛇行と急勾配が続き、加えて周山など多雨地域があることから、洪水が頻発した。鳥羽村は、元和4(1618)年の園部藩設置と同時に、大堰川の移動によって農地が拓かれ、御年貢218石余を納め、大堰川河畔に御米蔵2棟が建って、藩政の要地となった。宝永元(1704)年、幕府は大堰川に並行する山陰道を作り、伝馬2頭を置いて宿場とし、西山の鳥羽村を移住させた³⁾。いらい鳥羽村の住民は、大堰川の洪水に苦しみ続けることになった(写真1および第一表参照)。鳥羽宿設置から150年後、園部藩領鳥羽村は、明治維新に続く明治4(1871)年の廢藩置県により、京都府船井郡鳥羽村となり、翌明治5(1872)年の園部藩御米蔵の買受で、藩との繋がりがなくなる。明治新政府による「河港道路修築



写真1 大堰川と園部川の合流点と鳥羽集落
出典：八木町史編集委員会編『図説 丹波八木の歴史 第1巻 考古・地理・文化財編』、京都府南丹市、2012、6頁の
写真2を一部改変。



第1図 大堰川の流域と勾配
出典：二十一世紀農業農村整備企画会議亀岡・南丹ブロック企画・発行『大堰川の井堰』、2000、5頁、6頁の図を一部改変。

規則」(以下、「修築規則」とする)は、翌年の明治6(1873)年である。その目的は、大久保利通が、河川行政を通じて全国の掌握を目指したと評されるいっぽう

* 立命館大学研究生

第1表 明治維新直後の京都府と船井郡吉富村鳥羽

国・京都府	年代	園部藩鳥羽村→船井郡吉富村鳥羽へ
ペリー来航・朝幕共に政情不安。	嘉永・安政・文久	園部藩窮乏の口達・鳥羽宿窮乏（銀拝借願急増）
孝明天皇急死・明治天皇即位・王政復古の大号令。	慶応3年（1867）	勤王佐幕の騒乱・西園寺丹波鎮撫使鳥羽村で休息
1月鳥羽伏見の戦。京都府治河使を置く。3月～8月戊辰戦争。4月、京都府発足初代知事長谷信篤入府。8月横村正直着任。山本覚馬の進言。	慶応4年（1868） 7月江戸→東京改称 9月明治と改元	園部藩、鳥羽伏見の戦に出陣。初代京都府知事長谷信篤淀川洪水被災地を視察。大堰川洪水→鳥羽村堤防決壊、屋敷・田地大水荒願書
東京遷都。農工商の身分廃止。5月21日、日本初の柳池小学校開校→年内に12校開校。	明治2年（1869）	2月園部藩々籍奉還。3月園部郡「郡中制法」を通達。6月小出英尚県知事就任。近畿暴風雨。
大阪府、淀川治水にオランダの河川技師派遣要請。	明治3年（1870） 苗字許可、毎日新聞発刊	疲弊の園部県非常事態通達。 8・9月洪水。
明治天皇、京都大阪に水害調査団派遣。代官小堀一馬淀川・桂川・木津川を調査。横村正直京都府参事に就任。京都府、鉄道建設と博覧会開催へ始動。	明治4年（1871） 5月10日廃藩置県	鳥羽宿は駅通所となる5月18日夜半園部領南部烈風猛雨。潰家280、半壊106、山陰道松並木112本根起、救助米73石2斗5升、救助700両（園部町史）。7月4日大堰川洪水。
2月、オランダの河川技師デレーケら来日。禿山の植樹推進等山川両面の治水を進言。3月、御所で第一回京都博開催。疏水掘削計画。	明治5年（1872） 8月学制・戸籍制度 12月太陽暦採用 東京横浜間鉄道開通	5月、鳥羽村、京都府の仲介で園部藩御米蔵を56両3分で買受（京都府宛御請書等が現存）→以後「社倉」として使用。
新島襄、山本覚馬ら京都の教育に進言→同志社創立と京都市議会開設。女紅場開設。第二回京都博。	明治6年（1873） 地租3%布告	8月、大蔵省通達「河港道路修築規則」（M7/9・M9/5・M9/6修正）。4月吉富小学校開校。10月洪水。
京都府、河川・道路・橋梁の維持負担法及び河川名を決定→大堰川は「桂川」に統一（右欄の「河川道路等級通達」に関連）。	明治7年（1874） 大阪-神戸間鉄道開通 鉄筋四条大橋完成	京都府、河川道路等級を通達、大堰川、園部川は2等、八幡川3等に属す。大堰川洪水。
横村正直京都府知事に就任。	明治8年（1875）	鳥羽村、合流地の工事費補償を願い出る。
京都御苑内に京都府師範学校開校。	明治9年（1876）	鳥羽の自力防水態勢作り始動。大旱魃。
西南の役。京都-神戸間鉄道開通。	明治10年（1877） 西南の役・地租改正2.5%	府の諮問に対し過去5年間の堤防修理費を報告。鳥羽、山林1町歩購入→山論発生（昭和39年和解）。洪水。
知事、気象台建設建議・淀に初の土木局砂防課。	明治11年（1878） 大久保利通暗殺	大洪水で破堤。
京都府、荒廢した山に植林を奨励。	明治12年（1879） 教育令発布	
1月、京都御苑内に気象台完成、10月1日観測開始。15年度以降℃・混採用。横村知事東京へ転任。	明治13年（1880） 最後の京都御所博覧会	「河港道路修築規則」消滅。7月近畿豪雨洪水。
1月、第三代北垣国道知事着任。	明治14年（1881）	

〈参考文献〉鳥羽区有文書。「都鄙新聞」慶応3年5月～同5年。『日吉町誌』（1986）。『日本史年表』（河出書房）。「報知新報」明治5年6月～27年9月。大熊孝他『川を制した近代技術』（平凡社、1994）。『郷土よしとみ』（八木町西地区、1965）。原口清『戊辰戦争』（塙書房、1986）。『園部町史』資料編2・4（園部町、1977）。松尾正人『維新政権』（吉川弘文館、1995）。富山和子『水と緑と土』『水の文化史』（中公新書）。林屋辰三郎『京都』（岩波新書、1962）。遠山茂樹『明治維新』（岩波書店、2000）。大谷貞夫『近世治水史の研究』（雄山閣、1986）。明田鉄男『京都を救った剛腕知事』（小学館、2004）。田中丘陽『民間省要』（1721）。『此花新聞』。松浦茂樹、藤井三樹夫『明治初頭の河川行政』（1993）。『河川法』（明治29年）。

で、逼迫した新政府の財政を、河川の等級付によって保護費を抑制し、膨大な河川支出を抑える意図があったとする評もある。いずれにせよ、通達から6年後の明治12（1879）年5月、大久保利通の暗殺により、「修築規則」は消滅した。壮大な構想ながら、その成果を見ずに終わった「修築規則」の研究は、管見の限りでは、松浦茂樹・藤井三樹夫両氏共著の論文「明治初頭の河川行政」⁴⁾が唯一と思われる。そこでは、「修築規則」全文を紹介し、それ以前の明治初頭の河川行政について、詳細な考証がなされている。「修築規則」についても、それ

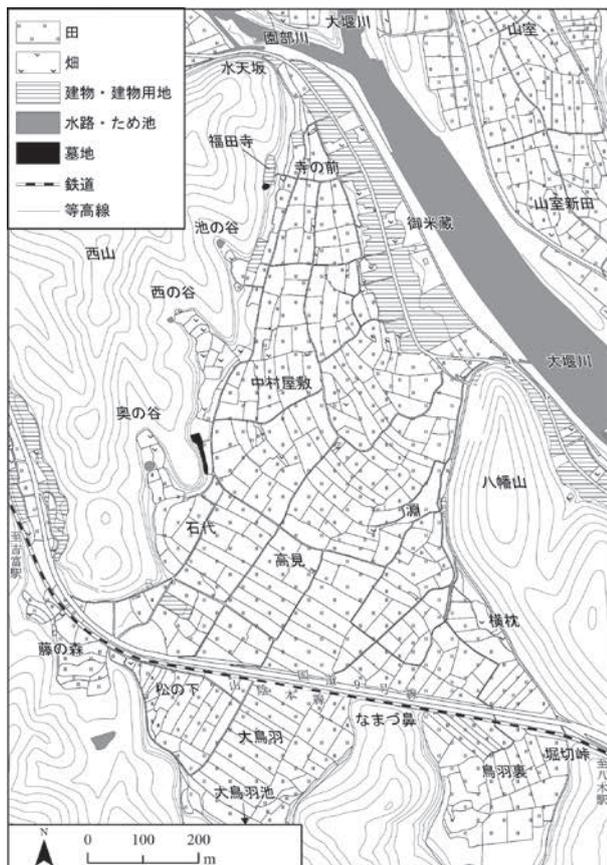
を必要とした社会背景の分析はなされているが、実行例は紹介されていない。本稿は、幕政が作った特異な地形の集落の最北部へ直角に流入する大堰川一ゆえに、洪水に苦しみ続け、「修築規則」には真剣に対応した鳥羽村が、自力防水対策の中で見つけ出した経済的自立、即ち、近代化という視点から考察する。

II 園部藩政開始と鳥羽村の地形改造

元和4（1618）年9月、初代園部藩主小出吉親⁵⁾（以

下初代で統一)が着任した。園部村小山の小麦山に城を築いた初代は、小麦山の東を流れる川を西へ移して、城と城下の北と東を囲み、南の鳥羽村で大堰川へ放った。園部城の外堀として作られたこの園部川は、鳥羽村の灌漑用水となり、現在に至っている(写真1左上)。続いて初代は、大堰川流域の農地開拓に着手するが、最大の工事は、藩最南部の鳥羽村から八木村までの、大堰川の流路移動であった。古代の大堰川は、鳥羽村西山の北端岩鼻(のちの鳥羽宿北端)から西山の麓を南へ下り、500m先の高見と呼ぶ2mの段差に遮られて東へ折れ、500m先の八幡山に当って東へ向き、八幡山の裾をなぞって南へ向かい(第2図参照)、八木の島北端から、2km先の前山を指して八木の島を斜めに通り、八木村本郷(現在の八木駅の西。西の山に八木城があった)を南へ下っていた。この川は現在、細い流れとして残り、古川と呼ばれ、河原、外河原、柳ガ瀬、古築場、古計、河原地等一連の地名は、流路の名残とされる。若い初代は自

ら工事を指揮し、平地を過ぎていた大堰川を東へ移し、八木の島と大藪にまたがる広い農地を拓いた。旧国道9号線の大藪地区最北部の竹藪に残る10mほどの堤防は、今も「意閑堤」(意閑は初代の雅号)と呼ばれている(昭和28(1953)年9月の大洪水で、「意閑堤」のすぐ北の旧国道9号線が決壊した。その断面から、堤防の赤土は小麦山の赤土と判り、修復には、小麦山の赤土が運ばれた⁶⁾)。この大堰川の移動により、鳥羽村から八木村までの旧流路は農地に変わったが、元は河原地だけに、粘土質を好む稲が稔るまで、長い年月が必要だった。大堰川の流路だった鳥羽村北部でも、昭和戦後にも「少し掘ると拳くらいの石が出」、「耕運機が石を噛んだ⁷⁾。とくに鳥羽村を苦しめたのは、大堰川の頻繁な洪水であった。かつて岩鼻から村へ入り、西の山裾を流れていた大堰川を堤防で遮ったため、洪水となれば堤防を越え、あるいは突き破って、昔の流路へ奔った。とくに江戸時代後半の鳥羽村が、ほぼ2年おきの洪水に苦しむのは、旧大堰川の流路を封じた結果であった。さらに元禄14(1701)年、大洪水で西の本梅村を通る山陰道が破損したため、幕府は、亀岡城下から八木村、鳥羽村を経て園部へ出る、東廻りの街道を作ったが、この参勤交代の新道の敷設は、亀岡藩と園部藩が各々の領内を受け持たせた。この時、西山山麓の鳥羽村は、大堰川に並行する新しいこの街道に移住させられ、以後、大堰川の洪水に苦しみ続ける。稲に一滴の水も貰えず(鳥羽村の農地の水口となる岩鼻は、大堰川の水面より4mほど高く、当時、取水は不可能)、その洪水が家と稲を流す大堰川を、村人は「水漬き一番早魃一番」と揶揄した。頻繁な洪水で窮乏した鳥羽村が、ついに、「移住か餓死か、さもなくば堤防の嵩上を」と藩主に迫ったことを、嘉永元(1848)年の洪水直後、藩主が明かにした。20歳の藩主は、鳥羽村の苦難をよく理解していたが、幕府支配の宿場の移転は叶えられず、ひたすら我慢を求めている。この鳥羽村にある御米蔵の米は、税として毎年江戸へ送られたが、御米蔵から大量の米の舟積みも、堤防を高くできない、理由だったかも知れない。



第2図 鳥羽集落の地名と昭和45年頃の土地利用

- 注1) 地名は鳥羽文書に現れるものである。高見以北が洪水頻発地域。
 注2) 基図は2,500分の1八木町図(1)(4)(5)より作成した。測量年次は、八木町図(1)が昭和45年、(4)が昭和48年、(5)が昭和46年である。

III 園部藩御米蔵

太兵衛、藤四郎の二戸は鳥羽村の中部沿河の所に住し各自宅にて営業に従事し、伝右衛門権兵衛の二家は八木島に住居して営業せり。右等間屋にて取扱ふ

荷物は檜山、須知、竹野桐生、園部、摩気、新庄、吉富の各村の生産物にして、其積出荷物は主として薪、米、炭其他雑貨なり。此等の貨物は鳥羽より保津に至る迄輸送するものにして、保津に於ては別に中継問屋ありて之を受取り更に嵯峨に向ひて送達するものなり。蓋しこの水路には上中下流数ヶ所の中継港あり（以下略）

上は、『船井郡誌』⁸⁾の大堰川鳥羽浜の説明である。鳥羽浜には、「間口八間（14.4m）奥行三間（5.4m）もの巨大な蔵が二棟並び、毎年この蔵に、藩南部の村々から米が運び込まれた。5名の園部藩役人が受け取った米は、藩の役人が監督して大堰川を下り、保津村（宇津根浜）で角倉鍋次郎が検分して、保津村の間屋に引き渡す」とある。西山山麓に二人の園部藩士が住み、その一人が、御米蔵役人だったと思われる。つまり御米蔵の米の輸送は、園部藩の重要行事であるが、『船井郡誌』にはこの説明はない。また、鳥羽にも、巨大な御米蔵がなぜ鳥羽にあり、五人もの監視付で積み出されたのか、なぜ毎年、3,000石の米が藩役人とともに大堰川を下ったのかの資料がない。筆者も、数年前に御米蔵の基礎の石積みを知り、幕府の税制を知ったのは、一昨年である。御米蔵は、幕府がすべての藩に課した、「藩の御年貢の一割を、指定の貨幣で幕府に納める」⁹⁾ ために、3万石弱の園部藩も、鳥羽村河畔の半ばを占める、巨大な米蔵が必要だった。ともあれ、集荷から積出、輸送の労、日々の管理を伴うこの制度は、園部藩にとって、決して軽い負担ではない。これまで何気なく読んでいた、園部藩の「覚」（年貢高通知）の一行、「御米蔵西畑控除七升」、つまり、御米蔵で日陰となる西の畑作への七升の控除は、園部藩には、つらい七升だったはずである。また初代は、鳥羽村の対岸、山室地区南部の湿地を水田にすべく、上流から山伝いに水を引いた。この地域は山室新田と呼ばれ、今も後ろの筏森山に沿ってさらに南の南広瀬まで、ポタポタと水を落しながら、屋根より高い用水路が、南へ下っている。その取水口は、筏森山の北端20町（約2km）上流にあることから、地元では「廿町井堰と呼んでいる。初代はこのように、農地開拓に暇もなかった。しかし、大堰川北部が領地の園部藩は、蛇行の多い川の洪水によって、稲は田ごと流れ、村も園部藩も窮乏した。次章で述べる、文化7（1810）年から弘化5（1848）。以下、必要に応じて西暦を記入する）年まで38年間に、

217点の「拝借御願」は、それを如実に語っている。さらに近代に入ると、大堰川の洪水はますます頻繁になった。維新直後の明治3年、2度の洪水に襲われた直後、16歳の藩主英尚は、「所産等モ作方不宜 村々難波の折柄 万一引続き当年モ凶作ニ候ハハ御救助米之筋モ尽果 一統飢渴ノ外ナシ」「上下苦難を一つにして如何様にも取続け 何卒御支配中ニ一人モ飢渴ニ候者無之様」と悲壮な通達を出した。翌年の5月10日、明治政府は突如、廃藩置県を断行した。これについて、先の「明治初頭の河川行政」は、次のように見ている。

「生れたばかりの明治政府の国家財政についてみると、国庫は慶応3年12月27日に金穀出納所が設置され、翌慶応4年1月19日に金穀出納所内に会計事務所が置かれたことに始まる。ただし、国庫が発足したとはいえ、徳川家をはじめ各藩及び寺社は従来からの領地を自らが保有しており、中央政府の収入は、従来の皇室御領3万円だけということで、窮乏の極にあった。そこで、徳川家及びその家来である旗本の領地が収められて政府直轄の府県となった。しかしながら、それでも慶応3年12月から明治元年12月までの第一期会計年度の中央政府の歳入は、367万円に過ぎず、戦費（蛤御紋の変、鳥羽伏見の戦い、會津戦争—註筆者）など、当面の財政需要を充たすことができなかった」。そこで政府は、京都・大阪の豪商からの借金や、外国商社からの借入れに頼って、総額3051万円の歳出に応じたのである。

「それでも主要歳出は輪に輪をかけて増加し、財政の運営は極めて困難になった」政府は、「明治6年7月、歳入の安定化と増加を目指して、地租改正法が布告され、地価の10分の3の地租金納が決められた」（鍵括弧内は上記論文の引用）。強引な地租改正は、各地で大規模な農民一揆を引き起こし、その規模は、天明期以降の農民一揆を凌いだ。明治2年2月、版籍を還した園部藩は園部郡となり、この直後の通達「郡中制法」でも、防水の心得を力説している。しかし翌3年の、8月9日と続いた洪水に、園部郡は非常事態を宣言した。加えて明治4年5月18日夜半、園部県南部を襲った「烈風猛雨」は、民家280軒を吹き倒し、106軒が半壊、園部藩が誇る山陰道の松並木112本を根ごと薙ぎ倒した。「藩既に籍を

返す」に始まる若い藩主の声明は、救助米73石2斗5升、救助金700両は、京都府から借用したとある。鳥羽村が、京都府の仲介で園部藩の御米蔵を「買受」したのは、「烈風猛雨」の一年後の明治5年10月16日である。この時期の鳥羽村は、小学校開校と地租金納化で入費の嵩む最中であった。達筆の「蔵御払下ケニ付御請書」では、高値買い取りを迫る京都府を相手に、「此以上増金仰付候これいじょうましきんおほせつけそうろう而ハ買受御免相願候かいうけごめんあいまいそうろうより外無御座候旨申上候ごぞなくそうろう」の最後の一言にこめた、戸長林勤之丞の、村を守るすさまじい気迫が、「尚御取調之上 追而御沙汰相成候旨 被仰渡候趣承知奉畏候」の、京都府のもう一段高値買取の要求を挫いた。下は、鳥羽村から京都府へ差し出した御請書の全文である。

御請書

- 1 金五拾六兩三步 御蔵一式払代
内金拾参兩貳分御吟味ニ付増金

内訳

金貳兩貳分	坪数八十四坪 御蔵敷地
金拾三匁	御米斗立場 建物並屋根瓦共 但シ梁間四桁行六間建物
金拾六兩貳分	北土蔵壹ヶ所 右同所 但シ梁間三間 桁行八間
同拾六兩貳分	南土蔵壹ヶ所 但同所
同一兩壹歩	奉行場一処 億戸板障子 せ津いん（雪隠か？）
金 七兩	切石七十本 但長さ三尺五寸より 貳尺まで

右者当村ニ有之御米蔵敷地之儀者 旧藩之節御買上ニ相成候地所 二付此度地檢御渡方御願候ニ付而ハ右地所 為〇方之様相窺候処当時御不用之儀ニ候得ハ御払下ケ被仰付ケ候旨 御達しニ付御払下ケ之儀奉願候処入札之上可願出旨被 仰渡 御入札置段増方御吟味御座候ニ付金拾参兩貳分相増候間右値段ヲ

以 御払被仰付度 此上増金被仰付候而ハ御免相願候より外無御座旨申上候処尚取調之上追而御沙汰相成候旨被仰渡候趣承知奉畏候 依而御請書奉差上候以上¹⁰⁾

丹波国船井郡鳥羽村

明治五壬申 戸長 林 勤之丞 印
十月十六日 今西 喜助 印

京都府知事
長谷信篤殿

この御請書には、「書面代価を以一式払下ケ候丞代金早々上納可致事」（この代価で払い下げるので、早々に代金を納めるように）の京都府の書入れがある。鳥羽村は、改めて御請書を差出し、その中で、御米蔵の今後について、村の方針を述べている。

蔵御払下ケニ付御請書

- 1 別紙願面之儀御米蔵お売払下ケ奉願上候ニ付而者自然御払下ケニ相成候共
追々郡中社倉粉貯蓄之節者隣区申談御払下ケニ相成候代金ヲ以譲渡
社倉ニ為用可申候含御請書奉差上候以上

買い請けた御米蔵は、追々に、郡中で社倉しゃそうの貯蔵所とし、その節は、御払い下げの代金で譲り渡し、社倉に使用したいとある。社倉とは、飢饉などに備えた穀物の貯蔵倉で、最後の藩主英尚の希望でもあった。御米蔵は、程なく経営者を得て社倉となり、粉を預けた十数名の名、翌年の3名の借主の名も見える。ただ、鳥羽村近辺は農村だけに、社倉は長続きしなかったようで、明治17年の3名の拝借以後、貸出の記録はない。園部藩御米蔵の買受は、鳥羽村にとって迷惑な事で、最初の御請書は厳しさを感じさせる。御米蔵買受で、西山に駐在した武士二人は、碌を返上して去った¹¹⁾。このとき鳥羽村から、250年間の園部藩鳥羽村と園部藩御蔵浜の名も消えた。

IV 「河港道路修築規則」

1) 鳥羽文書の特徴

昭和28(1953)年9月28日の大堰川大洪水の直後、鳥羽区の集会所の倉庫から、洪紙で包み、「不開函」と

書かれた網代編の籠が見つかった。中に詰まっていた多数の文書は、西山の福田寺（慶長初年創建）を建てた福田家の現当主、福田忠雄氏を中心に、婦人数名の協力で分類整理され、鳥羽公民館に保存された。2006年9月、八木町史編纂委員会が、事項・時代別に再整理してマイクロフィルム化したあと、再び公民館の書棚に戻った。この時の目録から、明治維新以前で、点数の多いものを中心に、大まかに選んだのが、次の6項である。鳥羽村が受け取った「免相之事」（園部藩の年貢高通知。水害控除がある年が多い）以外は発信の「控」である。手書きだけに、「控」では日付や宛先が抜けたり、あるいは1枚を欠くものも散見する。

- 1 宿場関連 166点（人足、荷役、運賃、宿場の出来事、園部藩口達、行事ほか）
- 2 免相之事 165点（免相とは御年貢のことで、園部藩から鳥羽村への通知）
- 3 借用銀 217点（鳥羽住民の「拝借銀御願」で、文化から弘化の幕末に集中）
- 4 身許請状・宗旨証文 101点
（出入りの多い宿場の特徴）
- 5 水害訴状 24点（藩政期の水稲被害の一部）
- 6 井堰関係 115点（明治5年以降明治末まで）

夥しい借用証文は、幕末に近い十数年間に集中しているが、住民の貧窮の原因は、頻繁な洪水と言ってよく、その洪水の原因は、石高制ゆえに大堰川を移動して農地を拓き、参勤交代ゆえに街道と宿場を必要とし、鳥羽村を強制的に山から大堰川河畔へ移住させたことによる。旧流路を塞がれた大堰川の洪水は、その堤防を破って宿場を襲い、宿場の西の稲を流した。たとえば、維新後10年間の大堰川の洪水は、7回を数える（資料第一表参照）。幕末以降、大堰川の洪水がとくに頻繁となった理由について、「ペリー来航以来、園部藩でも武芸に励み、大堰川の監視が等閑になった」との見方もある¹²⁾が、いずれにせよ頻繁な洪水は、園部藩を「枯渇状態」に追い込んだ。さらに貧窮の原因は、園部藩が繰り返し禁じた、博奕であった。博奕で家財を失い、借金に走る村人が絶えなかった。洪水による困窮もその一因で、頻繁な洪水が、博打に走らせたのである。次に多いのは、本章2)で考察する、政府通達「修築規則」に関連する井堰

関係の記録で、115点は廃藩以後（明治5年～43年）38年間の総数である。この数と内容から、藩政時代の洪水の数を推察できるかもしれない。園部藩は、版籍奉還後も大堰川流域を保護し、明治10年ごろの鳥羽戸長の文書には、「此迄悉皆官費或ハ費用之三ヶ一下ヶ来り」とあり、第10代藩主、のちの園部県知事小出英尚が、歴代藩主と同様、大堰川と鳥羽村の水害に、格別の配慮を示していたことがわかる。

2) 「河港道路修築規則」

第一表で見ると、大堰川の洪水は、時代の変化に関係なく続いた。鳥羽村は、北から下る舟と筏が、ほぼ直角に東へ折れ、加えて園部川が流入する岩鼻では、川岸の損傷と川底の砂の堆積は、上から眺めただけでは判らないと訴えている。明治5年に大阪府が招いたオランダの河川技師は、急流や急カーブに、流れを抑え岸の傷みを防ぐ沈床を定着させた。大堰川でも、昭和初期には、その沈床が見られた。この点、とくに大堰川の亀岡以北について、詳しい河川保護の研究が待たれるが、川底が格別傷みやすいと訴える鳥羽の合流点には、昭和20(1945)年ごろには、多数の沈床が見られた。荒い石を詰めた背負籠のような沈床は小魚が出入りし、底は鯰や鰻が占拠していたが、その風景は、大堰川が保護されている証であり、明治29(1896)年の河川法制定で大堰川が一級河川となった結果のようだ。ともあれ、近代最初の公的河川保護令は、明治6年、欧米視察¹³⁾から戻った直後、政府が全国に通達した「修築規則」である。下は、六則から成る法律第320号「修築規則」の全文である（ルビと太字の要約は筆者）。

第一則 澱刀欄信濃川ノ如キ一河ニシテ其利害数県ニ関スル者ヲ一等河トス（一等道路の分省略）
右工事ノ費用従来官民混淆ノ分警ハ六分ハ官ニ出テ四分ハ地民ニ出ル者ハ其四分ハ当省ニ収メ其更生修繕ノ工事ハ図面並目論見ヲ添当省ヘ可伺出ス（工事費用全額国庫負担）

第二則 他管轄ニ利害ニ関セサル河港及ヒ各部ノ経路ヲ大径脈ニ接続スル脇往還枝道ノ類ヲ二等河港道路トス右工事ノ費用従来官民混交ノ分警ハ六分ハ官ニ出テ四分ハ地民ニ出ル者ハ其四分ハ直ニ地方ニ収メ其六分ハ当省ヨリ下渡ス可シ而シテ其ノ更生修繕ノ工事ハ地方官ニ於テ施行ス可キ事（工事費用の六割を国庫が負

担。工事監督は地方官)

第三則 市街郡村ノ利害ニ関スル河港及ヒ田地灌漑ノ用悪水路村市ノ経路等ヲ三等河川トス右更生ノ工事ハ地方官之ヲ試行シ費用ハ其利害ヲ受ル地民ニ課スベシ尤其課方ノ所分ハ地方官ニ委任ス可キ事 但従前官給之有場所ニテ自今悉皆民費ニ課シ難キ事情等有之向ハ改正期限ノ見込相立可伺出事(自費修復。之迄公費負担で民費に出来ない事情があれば期限内申出)

第四則 一等河ノ支流と雖モ水勢ノ強弱に因リ本流ノ害アル者或ハ放水ノ如キ一県ニ害アルモ数県ニ益アルノ類之ヲ更生スルニ至テハ図面並目論見牒ヲ添可伺出尤其平常修繕ノ如キハ地方官ニ委任ス可キ事(川の改築は、図面と目論見を添えて申し出る事)

第五則 二等以下河港道路ト雖モ之ヲ更生スルニ至テハ当省ノ許可ヲ得テ施行ス可キ事(川の改築は大蔵省の許可が必要)

第六則 地方官ニ於テ専任施行スル修築ト雖モ総テ清算牒ハ年々当省ヘ可差出事(改築は凡て届ける事)

明治六年八月 大蔵省

この大蔵省通達に対し、京都府は一年後の明治7年8月、府下の河川の等級等を次のように通知した。

一等二等之分ハ河川道路橋梁共修繕経費ハ従前之通り可相心得右ヲ除之外都テ三等ノ部ニ相当候条悪水路樋笕溜池井堰共修繕経費ハ従前之仕来ニ不拘本年ヨリ悉民費ニ可課ノ処是迄悉皆官費或ハ費用ノ三ヶ壱手当トシテ下ケ来リ候ニ付突然民費ニ課シ候而者村々難渋不少魏内務省ヘ申立本年ヨリ向五ヶ年之間従前仕来之儘御据置相成候間区中申合右年限中ニ積穀積金等何ト欸方法相設置期限後ニ至リ修繕之差支無之様各区ニ於テ其方法之見込相立来ル十一月限可申出事

明治七年八月 京都府知事 長谷信篤

すなわち京都府は、大蔵省通達に対して直ちに、異議を申し立て、「これまで悉く官費負担、あるいは三分の一を補助してきた河川保護を、いきなり全額民費負担に

しては、人々の難渋が少なくないので、今後5年間、従来のままで据え置かれたし」と強く申し入れ、その結果、「5年間の実施猶予を取り付けた」こと、府下の村々に対しては、「この5年間に、「積穀積金」などの方法で修理費を積み立てるように」と訓示した。京都府内の河川等級は、一等河川は宇治川、淀川、木津川の3川と淀の大池で、すべて京都の南部である。二等河川には、大堰川、桂川、鴨川、天神川、高野川など49河川を列挙する。鳥羽村関連の大堰川と園部川は二等河川となり、工費の6割を国費で負担し、工事の監督は地方官が当たるとある。西から東へ鳥羽村を貫流する八幡川は、三等河川とされ、全額村の負担となった。現在、京都府立総合資料館は、大蔵省通達と京都府通達を保存しているが、鳥羽文書には「修築規則」そのものは無く、通達の範囲も不明だが、関連文書3点のうち2点が、「法律第三百十号」と明記していることから、「修築規則」への対応であることがとは明らかである。「修復規則」に対する鳥羽村の反応も、京都府知事名の1点を含む3点の文書からほぼ想像できる。最も早いのは、宛先が明治8年就任の第二代榎村知事であることと、差出人の筆跡(御米蔵買受の御請書)から、明治9年京都府宛「御願」である。もとは3枚のはずの「御願」では、合流地の特殊性と入費を訴え、「過ル八年地租御改正仰出候ニ付テハこのとしのそんびあいつのいままてつみきのあいたちかねうらえどもこしゅうに此年之村費相罵今以積金之方法ハ相立兼候得共御趣意ニ基キ船筏通路之水戸ヲ除之外別途之方法ヲ設ケ今令民費ヲ以修繕可仕候様」と、地租改正の入費などで、「積金」の方法が立たないが、合流点の費用を除いて、何とか別の方法を考えたいと、明治7年8月の京都府通達に込めている。地租改正とあることから、明治8年かとも思われるが、「別枠相設ケ」の合流点の入費を書くらしい一枚が失われているが、対岸の新庄村を含む、大堰川中流域数か村の戸長が名を連ねた「御願」である。川の管理は、兩岸のものとの認識からであろう。これに対し、鳥羽村の堤防入費5か年分の報告を求める榎村知事名の1点と、これに答えた明治10年10月の、鳥羽村の詳しい返書が、残る2点である。鳥羽村の返書は、鳥羽区内の大堰川、園部川、八幡川の5年間の堤防入費と、合流地の特殊性をのべた、かなりの長文である。下はそのうちの大堰川の入費であるが、明治6年、7年、10年に洪水があり、明治7年は被害が大きかったことを、入費額が示している。

一 金	七拾貳円六拾八錢六厘	明治六年入費
一 金	百拾六円貳拾壹錢貳厘	明治七年入費
一 金	參拾貳円三十五錢	明治八年入費
一 金	貳拾貳円參十六錢一厘	明治九年入費
一 金	七拾九円三十三錢	明治拾年入費
	合金參百貳拾貳円九拾三錢九厘	

(補足すると、当時の井関工事は冬場に限り、日当は、「工事入費帳」によれば、大人男子で一日2錢である)

「ご一新」による、社会と政治の急激な変化は、公的私的に入費を伴った。地租の金納がその代表で、京都府への「御願」では、この点を強調している。廃藩という変革期にも鳥羽村は、頻繁な洪水に苦しんでいたのである。とくに、明治11年には堤防が決壊し、平年の2倍以上の井堰費を費やした。川と並行する鳥羽村を特に騒がせた「修築規則」について、「明治初頭の河川行政」は、次のように論じている。

「河港道路修築規則」が、このように1873年に定められた背景としては、明治5(1872)の伝馬・助郷の廃止、田畑永代売買の解禁、農民の身分制度の廃止と職業の自由の許可など、封建制度が撤廃され、新制度の構築という大きな社会の動きがあった。その一環として明治五年から地租改正問題を中心に、地方官会議が招集されている。一方地方官は、その地方における各種事業の執行に強い関心を持ち、河川事業についても、その執行の整備を強く願っていたと思われる¹³⁾

「ご一新」なる煌めくスローガンは、とりわけ身分制度に縛られてきた農民に、いつかの解放感を与えた。しかし、幕政の用が作った鳥羽村、すなわち、北からまっすぐ村へ向かってくる大堰川が、真横から堤防に当たり、しばしば家と稲が流される地形は、「ご一新」にも、洪水は村人を開放しなかった。

すべての県に川がある日本だけに、「土木行政は大久保に従ってその所管が移っているのであるが、これには、大久保が目指した中央集権的国家体制の確立のために、土木行政を通じて地方行政を統制しようという意図があったものと考えられる」¹⁴⁾との指摘にも注目したい。大小の差はあれ、河川は日本中に流れ、民衆の日常と強

く結びついている。すでに幕政開始直後から、幕府への御年貢米の輸送路として全国の川が使われただけに、応分の手入れもできていよう。明治5(1872)年、日本はイギリスの技術と技師を招いて、新橋・横浜間と、神戸・大阪間に鉄道を作ったが、その莫大な入費は、新政府にさらなる敷設を思い止まり、新しい交通と輸送として、河川に着目したといわれる。加えて、河川を掌握することは、即、地方と地域を掌握することであった。大久保利通は、欧米巡覧¹⁴⁾から帰った2か月後の明治6年、「河港道路修築規則」をもって、この壮大な計画に乗り出した。しかし、その6年後の明治12(1879)年5月14日、不平分子に暗殺され、翌年の明治13年11月5日、太政官第48号の布告をもって、「修築規則」も消滅した。しかし、大久保の「修築規則」は、鳥羽村の指導者に、園部藩の保護が無くなったあとの洪水という、切実な問題を突きつけたのである。真横から村を襲う大堰川の洪水は、幕政の置土産であった。川と並ぶ美しい宿場町鳥羽は、ほぼ二年ごとの洪水に苦しんだ。それだけに、園部藩の保護も厚かったが、その保護を失ったいま、この地形ゆえに、「修築規則」に即刻応じ、その過程で、独自の防水対策を見つけ出した。それが、明治10年の山林購入である。これまで近隣の村から調達していた築堤材(松を主体とする木材、竹、赤土、石)を、村の山で得ることが出来れば、堤防は永久に自力で護れる。

明治10(1877)年、1町歩の山林を購入した園部藩鳥羽村は、京都府船井郡吉富村鳥羽として、確かな一歩を踏み出した。

V おわりに

以上見てきたように、「修築規則」に真剣に対応した結果、独自の自力防水体制を確立した明治10年を、鳥羽村の明治維新としたい。さかのぼって、園部藩廃藩1か月後の明治4(1871)年5月、「夜半猛雨」で園部藩南部は壊滅状態となった。この真夜中の、暴風を伴う「猛雨」が、藩下の村々と園部藩との別れとなった。翌5年の御米蔵買受けは、園部藩と鳥羽村の別れであった。御米蔵買受の翌々年の明治7(1873)年4月、日本の近代を牽引する小学校が鳥羽村にもできた。そしてこの前年の、大蔵省通達「修築規則」への対処のなかで、鳥羽村は自力防水体制を作り出した。築堤資材を自給できる区有林購入は、購入後60年におよぶ境界争いや、集落

総出の山林手入れを通して、新しい結束が生まれていった。明治2年、鳥羽宿の駅馬が駅通所になり、明治7年には、園部藩家老田井家の門を校門とする小学校ができた。明治22年の市町村制で、小学校の校庭に村役場が置かれた。さらに、明治29(1896)年の河川法により、大堰川は一等河川に指定された。幕政が作った鳥羽宿は、いまや名実ともに、近代吉富村の中心地となった。1町歩の区有林が産み出す利益は、やがて鳥羽区全戸に水道を引き、小学校に防災設備や遊具を贈った。何にもまして、毎年春と秋の区有林の手入れは、鳥羽区民和合の場となり、集落の固い結束を培ってきた。幕政が作った川べりの宿場町鳥羽は、往時の姿を変えることなく、真しい時代を歩んでいる。近代の始め、大政治家大久保利通は、河港道路の掌握による全国統括を志したが、突然の死は、彼の大望をも「消滅」させた。しかし、近世の政治が作った地形一川と並ぶ集落一ゆえに、近代最初の「修築規則」に真剣に対応せざるを得なかった鳥羽村は、築堤材自給の山林購入によって自主防水態勢を確立し、近代鳥羽村へと歩みだしたのである。

謝辞

日本史学後期過程を終えた翌々年、東北大地震が起きた。その直後から、地理学教室にお邪魔した。爾来4年、歴史学や文学とは異なる地理学に戸惑いながら、今日に至った。そんな私が、地理学教室へ通い続けたのは、吉越・片平両先生の、破格のご厚意のお蔭である。そしてもう一つは、故郷吉富村鳥羽の先祖が残した、3,000点の文書の魅力であった。その文書が伝えるのは、ほぼ1年おきの大堰川の洪水に苦しみながら、洪水の傍に生き続けた強靱な精神力である。苦難の蓄積は、やがて、「鳥羽びと」と呼ぶ、「常はやさしく、機に際して的確に対応する人」を作った。つまり、「鳥羽びとは、鳥羽の地形と気候が作った」ことを、鳥羽へ通うなかで感じた。今年も、鳥羽文書を読むについて、その鳥羽びとの体現者下司文一氏に、終始ご協力を戴いた。厚くお礼を申し上げます。また、レポートの纏め方を含め、地理学の要の地図と図面の作成において、博士論文でご多忙の谷端

郷さんに、全面的にお世話になった。これらの方々のお蔭で、故郷鳥羽村の明治維新の一端を伝えることができました。皆様に厚くお礼を申し上げます。

註

- 1) 京都大学日本史研究会編『新版日本史辞典』東京創元社、1990、964頁
 - 2) 写真1 大堰川と園部川の合流点から南東へ500mを、大堰川と宿場が並行していた。北に郵便局、南に小学校と役場ができた町並には、一種の威厳が備わった。
 - 3) 鳥羽区有志編「鳥羽日誌」、1950。なお、西山の麓には、旧鳥羽村の住居跡と、所有者の番地を記す地図が残っている。それによると、民家は大堰川より5.6m高い山麓にあったが、現在は竹藪や畑になっている。明治維新直後に旧居へ戻ったのは、園部藩の武士が住んでいた屋敷の持ち主の田村家のみ。
 - 4) 松浦茂樹・藤井三樹夫「明治初頭の河川行政」、土木史研究13、1993、145頁～170頁。明治新政府による、ほぼ10年間の河川行政を、3期にわけて詳細に検討した論文。「河港道路修復規則」については、それを必要とした時代背景と条文のみを紹介。
 - 5) 兵庫県北部の出石藩藩主、小出吉英の次弟で、兄と共に関が原で戦った。27歳で園部藩主に任じられ、その生涯を藩主として園部藩の基礎を作った。80歳の長寿を保ち、墓は小麦山の西の山にある。
 - 6) 平成24(2012)年、鳥羽の東、大堰地区の調査で、当地の広瀬源太郎氏から聞く。
 - 7) 福田忠雄「鳥羽百年の変遷」、『郷土誌八木』第四号、1991、26～27頁。「耕運機が石を噛む」は、2014年、鳥羽の調査で聞く。
 - 8) 『船井郡誌』、船井郡教育会編纂、1916年、179～180頁。郡内各地の社寺仏閣、歴史、産物、人口等を紹介。御米蔵の記事を補足すると、現在、鳥羽に残る一棟の御米蔵の基礎は、南北8.5m、東西14.3mで、すべて川の石を積む。
 - 9) 布施英夫「舟運路の開発と舟運技術」(大熊孝編『川を制した近代技術』、平凡社、1994、38頁)
 - 10) 貨幣価値は同じだが、当時は、円より両という人が多かった。大堰川の井関費は、すべて円で記帳されている。吉富村では、昭和10(1935)年ごろにも、両という老人があった。
 - 11) 福田忠雄「明治維新と鳥羽」、『郷土誌八木』第三号、1990、64～66頁
 - 12) 『船井誌』、人見竜象による、維新直後の船井郡の聞き取りを、後年、弟子によって、京都大学と府立総合資料館へ手書の2冊を贈った。その第一巻に、大堰川の洪水と園部藩川掛役人の聞き取りがある。
 - 13) 『欧米回覧実記』(岩波書店)によれば、「右大臣岩倉具視を特命全權大使とする明治四年(1871)十一月の岩倉使節団は、幕末維新期の最大にして最も質の高い、そして最終の遣外使節団である。副使は参議木戸孝允、大蔵卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少補山口尚芳で、総勢約五十名」だった。大久保は「大使に副す」身分で参加した。
 - 14) 前掲「明治初頭の河川行政」、155頁
- * ほかに、『園部町史』など、別紙第一表「明治維新直後の京都府と船井郡鳥羽村」下段の文献を使用。